

経営課題解決支援補助金

① 経営課題解決支援補助金とは

支援機関等の相談窓口で助言・指導を受けて策定した事業計画に基づいて実施する、**経営課題を解決する取組**を支援します。

② 補助金 上限 **100**万円 (補助率1/2以内) ※採択件数10社程度

③ 申請期間 令和8年5月1日(金)～6月30日(火) [必着]

④ 対象要件 (主なもの)

(1) 申請者の要件

共通

- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を営むもの。
- ・市税に滞納がないもの。

法人

- ・中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者。
- ・申請日時点で、法人等を設立又は開設したことを市に届け出ている。

個人事業主

- ・申請日時点で、市に住民登録がある。
- ・事業所得に係る所得税申告をしている又は税務署に開業等の届出書を提出している。

(2) 事業の要件

- ・策定した事業計画書が、市が指定する支援機関等の同一相談窓口で2回以上助言等を受けていること。
- ・周南市内の事業所・店舗で実施する事業であること。
- ・国や他の地方公共団体から補助金を受けていないこと。
- ・補助金交付決定後に着手する事業であること(交付決定前に発注、契約、支払った経費は対象外)。

⑤ 事業の流れ

事業計画の作成

- ・経営課題の棚卸
- ・解決策の検討

相談窓口での確認

- ・経営課題の多面的な分析
- ・事業計画のブラッシュアップ

申請書の提出

- ・市に必要書類を添えて提出

書面審査

- ・専門家や金融機関による審査

補助金交付決定

- ・交付決定後から事業に着手

事業の実施

- ・適宜相談窓口にて経過報告
- ・完了後、報告書を市に提出

補助金確定・支払

⑥ 提出書類 (主なもの)

- ・所定の「申請書」及び「事業計画書」
- ・直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・見積書 ・会社概要 など

⑦ 相談窓口

徳山商工会議所	0834-31-3000
新南陽商工会議所	0834-63-3315
都濃商工会	0834-88-0010
熊毛町商工会	0833-91-0007
鹿野町商工会	0834-68-2259
公益財団法人周南地域地場産業振興センター	0834-25-3210
公益財団法人やまぐち産業振興財団(山口県よるず支援拠点)	083-902-5959

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて

詳しくはHPをご参照ください

周南市 課題解決 補助金

🔍 検索

Eメール: shoko@city.shunan.lg.jp

※本補助金は審査により採択者を決定するため、申請いただいても採択されない場合があります。

